

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機 様

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会

委員長 向山 敦夫

大阪広域水道企業団阪南水道事業における料金改定について（意見具申）

阪南水道事業の水道料金については、本委員会に設置した阪南水道事業料金検討部会（以下「部会」という。）において必要な料金水準や料金体系、料金構造（以下「料金体系等」という。）の検討を行い、その結果をとりまとめた報告書が提出されるとともに、企業団から同報告書の内容を踏まえた料金改定案が示された。

本委員会では、改定後の料金水準が適正であるか、料金体系等が水道水の利用状況の変化に対応し得るものとなっているか、必要な水道施設の更新・耐震化を着実に進めることができる施設整備計画（投資計画）が定められているか、使用者の理解を得るための取組が行われているかなどの観点から審議を行った。

審議の結果、以下の事由により、今回示された阪南水道事業の料金改定案は適切であると判断する。

- ・料金水準については、施設整備計画に基づく事業費や経営改善の取組による効果額等を見込んだ財政シミュレーションに基づき、料金算定期間（令和8年度から令和12年度まで）における単年度損益の黒字と事業運営に必要な資金の確保が可能な改定率（14.4%）を決定していること。
- ・施設整備計画については、物価上昇による事業費の増大を踏まえ、水道施設の更新・耐震化の推進と財政収支（料金改定）への影響の両面から検討し、改めて基幹管路や重要給水施設管路の耐震化目標を設定するなど、限られた財源の中で安定給水の確保を図っていること。
- ・料金体系等については、料金収入の安定性を高めるため、用途別料金体系から口径別料金体系に移行するとともに基本水量を廃止し、基本料金の割合の改善や従量料金の逡増度の緩和に取り組んでいること。
- ・料金体系等の変更にあたっては、口径別料金体系への移行や基本水量の廃止によりボリュームゾーンである使用水量 20 m³/月までの水道メーターの口径 13 mm 又は 20 mm の家事用の使用者に

大幅な負担の増加が生じないよう、基本料金や基本水量相当の従量料金の額の設定において激変緩和を考慮した料金表を定めていること。

- ・使用者の意見反映と情報提供については、部会委員に2名住民を選任し、さらに阪南市の広報誌や企業団のホームページを活用して、部会での議論等について周知が行われるとともに、料金改定案について、意思形成過程の段階で住民説明会を開催し、分かりやすい説明にも留意するなど、できるだけ使用者の理解が得られるように努めていること。

上記のとおり今回の料金改定案は適切と考えるが、阪南水道事業においては、今後も給水人口、給水戸数が減少し、単身世帯や高齢者世帯の増加により各世帯の使用水量の少量化が進むことが推測され、経営環境はさらに厳しくなることと考えられる。

一方、法定耐用年数を経過した管路が更に増加していくことから、財源の制約もあるが優先順位を見定め、管路をはじめ水道施設の更新・耐震化を計画的に実施して、安全な水の安定供給を持続されたい。

また、業務の集約や共同発注、施設や設備、システムの共同化など、企業団との統合のメリットを活かした業務の効率化による経営改善、経営基盤の強化の取組を引き続き推進されたい。

最後に、今回の料金改定後も毎年の決算により給水収益の状況や財政収支の推移を確認し、健全な経営の確保に向けて取り組まれたい。加えて、水道施設の更新・耐震化の進捗状況など料金改定の効果を示し、使用者の理解が得られるよう事業運営に努められたい。